

官報

号外 昭和三十年七月八

○第二十二回 参議院會議録第三十四号

昭和三十年七月八日(金曜日)午前十一時五十分開議

議事日程 第三十四号

昭和三十年七月八日

午前十時開議

第一 昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

第二 道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(委員長報告)

○議長(河井彌八君) 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

一昨六日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

決算委員 横山 フク君

同 荒木正三郎君

議院運営委員 石井 桂君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

決算委員 石井 桂君

同 久保 等君

議院運営委員 横山 フク君

同日議員から左の議案を提出した。

よつて議長は即日これを文教委員会に付託した。

女子教育職員の前雇後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律案(高田なほ子君外六名発議)

同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

地方公営企業法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

文部省設置法の一部を改正する法律案

案

郵政省設置法の一部を改正する法律案

案

農林省設置法の一部を改正する法律案

案

厚生省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法の一部を改正する法律案

案

日本住宅公団法案

住宅融資保険法案

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

文部省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律案

農林省設置法の一部を改正する法律案

日本住宅公団法

住宅融資保険法

去る四日議長は内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

運輸省船舶局長 山下 正雄君

運輸省船舶局長 安西 正道君

運輸省港務局長 天竺 良吉君

海上保安庁総務部長 太田九州男君

警察庁長官 石井 瑩三君

警察庁次長 柏村 信雄君

警察庁警務部長 荻野 隆司君

法務省矯正局長 渡部 善信君

去る五日議長から内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

調達庁次長 安田 清君

一昨六日内閣総理大臣から、運輸省船舶局長山下正雄君外七名及び調達庁次長安田清君(前掲の議長承認のとおり)を第二十二回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

国土開発振興自動車道建設法案(阿左美廣治君外四百二十九名提出)

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

女子教育職員の前雇後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律案(高田なほ子君外六名発議)

同日衆議院から、六月二十七日予備審査のため送付された左の議案は、提出者が撤回した旨の通知書を受領した。

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案(大矢省三君外四名提出)

同日委員長から左の報告書を出した。

昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律案可決報告書

道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案可決報告書

同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

麻薬取締法の一部を改正する法律案

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

昭和三十年七月八日 参議院會議第三十四号 会 議 福岡市における軍事基地拡張に関する緊急質問

麻薬取締法の一部を改正する法律
同日内閣から、公正取引委員会委員に
荒野弘君を任命したので私的独占の
禁止及び公正取引の確保に関する法律
第二十九条第二項の規定により本院の
同意を求める旨の要求書を受領した。

○議長(河井彌八君) これより本日の
会議を開きます。

○吉田法晴君 私はこの際、福岡市に
おける軍事基地拡張に関する緊急質問
の動議を提出いたします。

○天田勝正君 私は、ただいまの吉田
君の動議に賛成いたします。

○議長(河井彌八君) 吉田君の動議に
御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河井彌八君) 御異議ないと認
めます。よってこれより発言を許しま
す。吉田法晴君。

〔吉田法晴君登壇、拍手〕

○吉田法晴君 私は日本社会党を代表
して、今、日本の国民が、全国各地で
その拡張に反対し、撤去を求めている
数多くの基地問題の一つとして、福岡
市内板付基地の拡張強化に關連して、
鳩山総理及び関係大臣に緊急質問をな
さんとするものであります。

六月五日、小西福岡市長は、米極東

空軍司令官K・P・マックノートン
少将から、次のことき六月二十七日付
文書を受け取りました。板付空軍基地
の防空防備施設を検討すると、この重
要な施設は空からの攻撃からものと
大きく保護されるべきことを示してい
る。新型ジェット機は、板付とともに
小牧、三沢を含み、日本における数
個の空軍基地周辺のAAA高射砲隊用
地の再整備を必要としている。昭和三十
年六月七日の日米合同委員会施設分
科委員会では、板付空軍基地周辺の新
しいAAA高射砲隊用地十三カ所にお
ける調査指揮のための立ち入り許可を
要請する合衆国覚書が提出された。云々として、十三カ所の地点と用地面
積及び通路面積が具体的に示されてお
るのであります。

福岡市及びその周辺における幾多の
基地問題の実情について、ここで若干
申し上げてみますと、一昨年米海軍航空
部隊が、博多湾を使用しようとして反
対にあつて取りやめになったこともご
さいましたし、市内外に作られた四つ
の高射砲隊地から昨年、実弾を五十万
市民の住んでおる福岡市の上空に撃ち
上げて実弾射撃をやりたいと申し入
れ、全市民の反対にあい、取りやめた
こともございました。昨年初め、板付

基地の東側東平尾の松本治一郎氏所有
の山林に、地下ガソリン・タンクを作
ろうとして、今日まで阻止されておる
という事実もございました。本年に入っ
て、日航機を板付飛行場から追い出そ
うという話もございました。六月十五
日には、二股瀬に数度目の飛行事故が
あり、人を一人殺しております。特に
申し上げたいことは、この飛行場から
飛び立ったジェット機が、朝鮮戦争に
参加したということであり、かの
水豊ダム爆撃の直後には、福岡全市が
暗黒となった演習ならざる灯火管制が
行われたという事態さえあったのであ
ります。かくのごとく、板付飛行場
は、米軍飛行機によつて十数名の人を
殺し、数軒の家を焼き、九大を初め数
多くの学校の教育を妨げ、福岡市民の
平和な生活を脅かし、その風紀を乱し
ているのであります。六月二十五日、
基地移転促進協議会が市長、市議会、民
間団体等によつて結成され、二十万世
帯をこす基地増強反対の署名が集まり
ましたのも市民の意向を明瞭に物語つ
ております。本年五月以降、小西市長
及び高丘市議会議長が、米極東軍参謀
長、同極東空軍司令官、調達庁次長、
連絡官等に会い、この市民の要望を伝
え、増強反対、日航締め出し反対の申

し入れをした際、「その計画はない」、
「絶対増強は行わない、あるいは米軍
の基地増強は行わないだろう」と言
明しながら、その後、日米合同委員
会施設分科委員会ないし福岡市長に対
して、かくのごとき申し入れがなされ
たのであります。関係者はこの推移に
対し不信と憤激の念を持っているので
あります。西田調達庁担当國務大臣
は、このマックノートン少将名書簡は
どういふ意味を持っておると考えてお
られるのか、お尋ねをいたしたい。板
付基地の増強反対とその移転を求める
福岡市及びその周辺の町村民に、逆に
十三カ所の高射砲隊地の増強を求める
書簡が届けられたのであります。関
係市町村民は非常に驚愕とともに憤激
をいたしております。政府はこの驚愕
と非常な不安を除くため、十三カ所の
高射砲隊地増強の希望を断固断る決
意であろうと思ひますが、どうでござ
いますか。

従来、米軍は、世界の動向、アジア
の情勢、日本の国民感情、関係者の生
活を無視して基地の拡張を要求し、日
本政府もまたみずから守るべき自衛力
を持たないで、安保条約を通じて米
軍の駐留を希望し、行政協定により施
設及び区域の使用を許す連前だからと
無批判的にこの要望に応じて参りまし
た。日本国民の住む部落の上を越えて
実弾射撃をやっている大高根、関根射
撃場のごときも、その好適例であり、
町を分断してその真上にジェット機を
飛ばせる砂川町における立川飛行場拡
張の案等々、あげればほとんどすべて
であります。こゝろいふ日本の基地の
実態は、とうていアメリカはもとよ
り、イギリスやフランス等の諸外国に
おいて見るところではないではあり
ません。鳩山内閣が、平和外交、独
立外交を選挙戦に掲げた当時は、山岳
訓練学校のための妙義接収を合同委員
会で再検討を命じ、取りやめさせたとい
う事例もありません。鳩山首相は、世
界第三次大戦はぜひこれを防止したい
と言ひ、ソ連、中国からの侵略は考え
られないとしばしば言明されてこられ
ました。その鳩山首相とその外務大臣
は、今回のマックノートン書簡がい
ふ、空からの攻撃に対処する防空施設
の増強に、よも賛成することはできな
いだろうと思ひますが、明瞭
なお答えを願ひたいと思ひます。こゝろ
した攻撃に対する基地拡張の要望に反
対されるのか、賛成されるのか、総理
及び外相の明確な答弁をお願いしま
す。

全市をあげて反対しておる福岡市民の中で、その大島居前に、高射砲陣地の増設を申し入れられた箱崎神社の池浦権宮司は、「この辺はジェット機の通路になって困っておる。高射砲まで作られたら大へんです。日本軍でさえ戦時中にこんなことはやらなかった。平和でなければならぬのに、戦争を前提としたやり方としか見えません。」と語っており、田中大学婦人協会福岡支部副会長は、「土地はとられ、騒音で諸事能率が低下し、危険だという身近な理由のほかに、世界平和を心から希望するわれわれが、いやおうなしに他国の戦争に巻き込まれるのではないかと不安でなりません。」と語っており、また、こうした戦争を前提とした防空防備施設の増強が、平和でなければならぬ日本の憲法のもとにおいて、たとえ外国軍隊の基地の増強であろうと許されることではありませんか、かかる事態を引き起す安保条約、行政協定は、あらためて根本的に再検討せらるべきであり、その廃棄のために努力せらるべきであると思ふのでありますが、鳩山総理、重光外務大臣の明確な答弁を求めます。書簡によれば、新型ジェット機を発着させる空軍基地は、

板付のほか小牧、三沢を含み数箇の基地において周辺の高射砲隊用地の再整備を必要としておると書いてございす。日米合同委員会を通じていかなる希望が表明されたのでありましょるか、新型ジェット機を発着させようとする空軍基地は板付、小牧、三沢だけではございせん。横田、立川、木更津、伊丹等であり、その拡張が現在も争われておるわけでありますが、これから新型ジェット機発着の空軍基地すべの周辺に、福岡市周辺同様、高射砲陣地を増強し、空からの攻撃に備え、数多くの武装都市を作ろうとする意図があると考えられますが、調達庁担当の西田國務大臣はどう考えられるでありますし、平和憲法のもと、平和外交方針に従えば、福岡市民が板付空軍基地の撤去を望み、その平和空港化を期待するがごとく、むしろ平和都市、無防備都市を作つて、その保護をソ連、中国等、共産主義陣営にも、アメリカにも求むべきではないでしょうか、鳩山首相、重光外務大臣の所見を求めます。

基地問題が、米国の要望を無批判的に受け入れんとする国民の反響にあつておりますが、これは政府の従来の根本的な態度にもよりますが、今までのやり方、機構にも問題があるのではないでしうか。その日米合同委員会の日本国を代表する代表者一名と言われましたが、実は対米協力局長と呼ばれ、施設分科会の日本側代表は、アメリカの調達に應ずる調達庁長官ではありませんか。基地問題が、日本の領土、主権、独立の問題に関連するだけではなく、国民の感情、生活等、日本の運命に重大な關係を持つということが、今回の福岡市長あての書簡を通じて明らかになった以上、従来のやり方を改めて、首相や外相が日本の独立と國民を守るために、責任をもつて折衝に當る決意と制度の改革の意思はないか、総理及び外務大臣に御答弁をお願いしたいと思います。

最後に、文部大臣にお尋ねをいたしますが、かつて唐田小学校は、板付基地拡大のために移転をいたしました。今や九大を初め十数の学校が授業ができなくて、学校を移すか、板付の空軍基地を移すか、追ひ詰められて参りましたが、文部行政をあずかる文部大臣として、一体どちらを動かすつもりか、板付基地をこそ動かすべきではないかと考へるのであります。御答弁をお願いいたします。

以上をもつて私の質問を終わります。

(拍手)

〔國務大臣鳩山一郎君登壇、拍手〕

○國務大臣(鳩山一郎君) 吉田君の御質問に對しましてお答えをいたします。

基地の拡張、演習地の拡大等につきまして、各地に問題を起こしておりますことは、まことに遺憾に存じております。これらの基地の拡張、演習地の拡張等は、吉田君のおっしゃる通りに安條条約並びに行政協定に基いて日本の共同防衛のため、すなわち自衛のために行つておるのでありますので、日本としては承諾をするのはやむを得ないことと思ひます。自衛のためですから、憲法違反にはなりません。とにかく基地の拡大について、いろいろの問題が起ることは、まことに残念なことでありますから、政府としては常にこの施設の使用状況等にも十分な注意を払つておりまして、返還を要求すべきものはしてあるのでございます。大体においては全面的には、逐次に減少しておる傾向であります。詳細につきましては、関係当局から説明をしてもらひます。

〔國務大臣重光葵君登壇、拍手〕

○國務大臣(重光葵君) お答え申し上げます。

福岡板付飛行基地の問題について、る御意見を承りました。そのうちに言われた通りに飛行基地の問題は、行政協定によつて施設提供の義務を負うているその義務の遂行をするために、このことについては、日米合同委員会において交渉案件と相なつておる次第でございます。そこでございすから、この委員会において十分わが方の立場も説明いたしまして、その結果、適當な処置をとることにするのが一番いいと考へている次第でございます。

それから一般問題について私の意見を聞きたいということでございす。わが國の國防を充実するということとは、申すまでもなくこれは戦争をやるうとするというためではなくして、平和のためであることは、皆さん御承知の通りであります。そこでそれが國防を充実するということですが、平和外交推進のじやまになると考へております。あくまで平和外交を推進していく所存でございます。なお今日の合同委員会の制度は、御承知の通りに条約によつて定められておる問題でござい

昭和三十年七月八日 参議院會議録第三十四号 昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律案

六〇二

すから、これを今すぐ変更をするという事を考えておらない次第を申し上げます。

〔国務大臣西田隆男君登壇、拍手〕

○国務大臣(西田隆男君) 吉田さんにお答えいたします。

福岡市の板付高射砲陣地につきましては、現在のところは設置そのものの要求ではございません。六月七日の施設委員会におきまして、設置できるかどうか、適当な場所を調査するために立ち入らしてもらいたいという米軍側のオプファーがあったのにすぎません。福岡市長あてに参りました手紙の意味は、そういう意味合いの文書であると私は承りました。従つて日本政府としては、アメリカ側から協力の要請は受けておりますけれども、いまだその問題を取り上げて協議したこともございません。従つてこれを拒否するかどうかという事は、今のところ全く考えておりません。政府としては、今申しましたように検討いたしておりますので、そういう御返事を申し上げる段階ではございません。

それからその次のお話の大高根の問題は、これは占領中の問題でありまして、ただいまでは砲座を移動いたしまして、さういふことのないように実際なっております。

それから第二の立川の問題は、これは今、検討、調査中でございますので、これに對しまして米軍側の申し入れを日本側がうのみにすることは考えておりません。従つて、米軍の言う通りになつてゐるのじゃないかというお話ですが、これは日本側の条件を十分に考えまして、日本側として主張すべき点は大いにこれを主張して、決して米軍側の意思のままに動いてゐるのではありません。

それから最後の小牧その他の飛行場に関する高射砲陣地の問題がありましたが、これはまだ米軍側からも、何らの申し入れすら受けておりません。

〔国務大臣松村謙三君登壇、拍手〕
○国務大臣(松村謙三君) お答え申し上げます。

板付飛行場周辺にある学校につきましては、すでに月隈小学校の移転を終了いたしました。宮松小学校の防音工事等も実施いたしましたことは御承知の通りでございます。また、本年度以降におきましても、大体十校内外の学校の防音工事を実施することにいたしまして、その実行を進めたいと存じております。ただいままで高射砲陣地を

増設するということにつきましては、本省には何ら連絡には接してありません。しかしその経過によりましては、十分教育上の必要とする措置を講じたと思つております。

〔吉田法晴君発言の許可を求めむ〕

○議長(河井彌八君) 吉田君、登壇を望みます。

〔吉田法晴君登壇、拍手〕

○吉田法晴君 一番具体的な十三カ所の予定地と申しますか、希望は、その地位が明確に示されております。その地点を書簡によりますものを明らかにわれわれは知ることができるのであります。なるほど調査のために立ち入りたいということでありませうけれども、文書全体からいいますならば、この十三カ所に高射砲隊用地を、高射砲陣地を作りたいという希望は明らかなのであります。これに對して日本政府が、どういふ態度をとるのか、イエスカノーか、この点を明確に承りたい。

調達庁の機運給官は、それに応ずるつもりはないというお話であります。今の總理大臣以下の答弁を聞いておりますという、それは結局、それに応ずるかのごとき答弁でございます。明確に承りたいと思ひます。

なお、先ほどの平和都市あるいは無防備都市に対する回答も、答弁もござ

いませんので、平和でなければならぬ日本が、戦争を前提とするこういう措置をしてよろしいかと、こういう市民の声に對して、全然答弁がございせんのでしたから、重ねて、あるいは総理から外務大臣からか答弁を願ひたい。(拍手)

〔国務大臣重光葵君登壇〕

○国務大臣(重光葵君) お答えいたします。

板付飛行場を中心とする地域を無防備都市として、これを宣言する意向があるかないか、こういうことが具体的に御質問でございました。私はもちろん、戦争に導くようなことは一切避けなければならぬと思つております。しかし、福岡市を無防備都市にするという事が、その目的に實際かなりかどうかという事は、これは今日は、検討をしなければなりません。そこで、今日、福岡市を無防備都市とするという事を考えておるかという事の御質問に對しては、私は、これは目的を達するために適当な方法では今日ないと思ひますので、その意思がないという事を申し上げます。

〔国務大臣西田隆男君登壇〕

○国務大臣(西田隆男君) お答えいたします。

ただいまお答えしましたように、米側から申し入れがあっただけで、日本政府側としては、その申し入れに應ずるかどうかということを協議したこともまだございませんので、今、吉田さんのおっしゃることに對しても、これ以上、お答えはいたしかねます。

○議長(河井彌八君) 日程第一、昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。まず委員長(報告を求めます。文教委員長笹森廣造君)。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年七月五日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長河井彌八殿

昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律案

昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律

第一条 私立学校教職員共済組合が、私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)附則第十一項の規定により権利義務を承継したことにより、支給すべき義務を負う旧財団法人私学恩給財団の年金で、昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じたものについては、昭和三十年四月分以降、その年金額をその年金額にそれぞれ対応する別表の改定年金額に改定する。

第二条 前条に規定する年金は、その支給を受ける者が五十歳に達する月までは、同条の規定による年金額の改定により増加すべき額の全部について支給を停止する。

第三条 第一条の規定による年金額の改定により増加する費用は、私立学校教職員共済組合の負担とし、その費用については、私立学

校振興会が、文部大臣の定めるところにより、私立学校振興会法(昭和二十七年法律第十一号)第二十二条第一項第三号の助成を行ふものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

改定前の年金額	改定年金額
一、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円
一、二〇〇円	三〇、五〇〇円
一、四〇〇円	三一、〇〇〇円
一、六〇〇円	三一、五〇〇円
一、八〇〇円	三二、〇〇〇円
二、〇〇〇円	三二、五〇〇円
二、二〇〇円	三三、〇〇〇円
二、四〇〇円	三三、五〇〇円
二、六〇〇円	三三、五〇〇円
二、八〇〇円	三三、五〇〇円
三、〇〇〇円	三三、五〇〇円
三、二〇〇円	三三、五〇〇円
三、四〇〇円	三三、五〇〇円
三、六〇〇円	三三、五〇〇円
三、八〇〇円	三三、五〇〇円
四、〇〇〇円	三三、五〇〇円
四、二〇〇円	三三、五〇〇円
四、四〇〇円	三三、五〇〇円
四、六〇〇円	三三、五〇〇円
四、八〇〇円	三三、五〇〇円
五、〇〇〇円	三三、五〇〇円

〔筆録順造君登壇〕

○筆録順造君 ただいま上程になりました「昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた旧財団法人私学恩給財団の年金の特別措置に関する法律案」について、文教委員会における審議の経過の概要並びにその結果を御報告いたします。

最初に、本法律案の政府提出理由及びその内容を簡単に御説明いたします。私立学校教職員の福利厚生をはかるための私立学校教職員共済組合は、法律により、昭和二十九年一月一日に設立されましたが、その際、旧財団法人私学恩給財団の権利義務を承継し、同財団の支給していた年金を支給すべき義務を負っているものであります。しからに、同財団の年金のうち、昭和二十七年九月三十日以前に給与事由の生じた者の年金額は、加入期間十五年で一万二千元というきわめて低い額であります。これらの年金受給者は、わが国の学校教育の上において、多年にわたり大きな貢献をしてきた人々でありまして、この年金の額を増額すること

は、私立学校教職員共済組合法制定の際に、本院において、付帯決議をもつて政府に要望した点であり、かつ、こ

れら年金受給者の熱望にこたえるゆえんであります。

以上の理由をもつて、政府は、本案を提案いたしましたのでありますが、次に、その内容について申し上げますと、第一は、旧私学恩給財団の年金のうち、昭和二十七年九月三十日以前に給与事由を生じたものについては、昭和三十年四月分以降、その年金額を従前の二倍半に増額すること。第二に、国家公務員の年金に関する若年停止制度になら、年令満五十才に達するまでは、その増額分について支給を停止すること。第三に、この年金額の改訂により増加する費用は、私立学校教職員共済組合が負担するものとし、その負担費用については、文部大臣の定めるところにより、私立学校振興会が助成することとしたしております。

次に、委員会の審議についての質疑応答を申し上げますと、第一に、「年金額を二倍半に増額するにとどめることは、他との均衡を失はしないか」との質問に対し、政府より、「均衡は十分とれているものとする」との答弁がありました。第二に、「年金額の増加に伴う費用は、私立学校振興会より助成される」との規定がなされているが、私立学校振興会は、その負担にた

えられるか」との質問に対しては、「年金の増加分は、本年度千七百万円で、将来漸減する性質のものであり、一方、私立学校振興会の利子収入は、本年度約一億八千万円であって、積立金、事務費を除いた剰余金によって十分まかない得る」との政府答弁がございました。

以上をもつて質疑を終り、討論に入りましたが、特に発言もなく、採決いたしましたところ、本法律案は、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

右、御報告いたします。

○議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河井彌八郎) 総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもつて可決せられました。

○議長(河井彌八郎) 日程第二、道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず委員長の報告を求めます。建設委員長石川榮一君。

「審査報告書は都合により追録に掲載」

道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十年六月二十九日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 河井彌八郎

道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

道路整備費の財源等に関する臨時措置法(昭和二十八年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「以降五箇年」と及び「毎年度」を削り、同条に次の一項を加える。

2 政府は、昭和三十年度以降四箇年間は、毎年度次の各号に掲げる額の合算額に相当する金額を、道路整備五箇年計画の実施に要する道路法及び道路の修繕に関する法律に基く国の負担金(国が直轄で行う事業については、当該事業に

要する費用)又は補助金(以下「道路整備費」といふ)の財源に充てなければならない。

一 当該年度の揮発油税法による揮発油税(以下「揮発油税」といふ)の収入額の予算額

二イ 昭和三十一年度において

は、昭和二十九年年度に係る道路整備五箇年計画の実施に要する道路法及び道路の修繕に関する法律に基く国の負担金又は補助金の歳出決算額(支出済歳出額から前年度繰越額を控除し、翌年度繰越額を加算した額)と、以下同じ、

が同年年度の揮発油税の収入額の決算額の三分の二に不足するときは、当該不足額

ハ 昭和三十一年度において、昭和三十年度の道路整備費の歳出決算額が同年年度の揮発油税の収入額の決算額に不足するときは、当該不足額

ハ 昭和三十三年度において、昭和三十一年年度の道路整備費の歳出決算額(同年年度の道路整備費の予算額にイに規定する不足額に相当する額が含まれている場合において

は、当該額に相当する額を控除した額)が同年年度の揮発油税の収入額の決算額に不足するときは、当該不足額

三 昭和三十三年度においては、道路法第五十三条第一項又は道路の修繕に関する法律の施行に関する政令(昭和二十四年政令第六十一号)第十一條第二項の規定により昭和三十一年度末までに納付された地方公共団体の負担金で昭和三十年度以降の事業に係るものの額(当該負担金が地方公共団体の負担金の納付の特例に関する法律(昭和二十八年法律第十一号)第一項の規定により地方債の証券をもつて納付された場合においては、昭和三十一年度末までに支払われた当該地方債に係る償還金(利子に相当する部分を除く)の額)に相当する部分を除く)の額

第四条中(昭和二十四年政令第六十一号)を削る。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〇石川一君 君登壇、拍手

たたい議論となりました道路整備費の財源等に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、建設委員会の審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法案は、昭和二十九年年度以降五箇年間揮発油税収入額相当額を、道路整備五箇年計画に基き、道路費に充当して、道路整備をはかる現行法の二部を改正するものであります。

法案の内容の第一は、道路整備費に充てなければならない毎年度の額は、その年度の揮発油税収入予算額の、前々年度の道路整備費の決算額が揮発油税収入決算額に不足した場合、その不足額を加えたものとするものであります。道路整備費に充当する揮発油税収入予算額は決算額との間、ある程度の開きを生じますので、税収入予算額を基準といたしまして計上された道路整備費の決算額が税収入額に不足する場合は、その不足する額を翌々年度の道路整備費に加算計上するものであります。

その第二は、国が直轄で道路事業を行う場合、三十年度以降は直轄事業費の全額について、揮発油税収入額を財源として措置することができるようにしたことであります。国の直轄事業については、地方公共団体はその費用の一部を負担しなければならないのであ

りますが、地方財政の実情は、負担金全額が年度内に納付されることが期待できない状況であります。また負担金を地方債をもつて納付する場合におきましては、実際には十三年以内の均等償還により国庫に納付されますので、直轄事業について一応その金額に對して、揮発油税収入額を充てることとするものであります。

本委員会においては、本案に対して建設省及び大蔵省当局との間に熱心なる質疑をいたしました。が、おもなる事項といたしましては、一、本案と関連するところの多い地方道路税及び地方道路譲与税法案との関係、二、揮発油消費見込みと税収入計上額、三、昭和二十六年以降の国及び地方団体の道路事業費額、四、道路事業費に充当された一般財源の額等でありました。詳細は速記録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて質疑を終了いたしました。討論を省略し、採決の結果、全会一致、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〇議長(河井彌八郎) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたし

りませんが、地方財政の実情は、負担金全額が年度内に納付されることが期待できない状況であります。また負担金を地方債をもつて納付する場合におきましては、実際には十三年以内の均等償還により国庫に納付されますので、直轄事業について一応その金額に對して、揮発油税収入額を充てることとするものであります。

房會計課長 北國 健二君

昭和三十年七月八日 参議院會議録第三十四号

昭和二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

六〇六

定価一部
十五円
(送料別)
発行所
東京都新宿区市谷本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三―五五五